

医療・福祉問題研究会会報

NO. 110
2012.11.30

医療・福祉問題研究会 第 109 回例会

日 時：12月22日（土）15時～17時

会 場： 近江町交流プラザ 4階 集会室

テーマ： 雇用の劣化の現況とディーセント・ワーク実現への課題

報告者： 伍賀 一道さん（金沢大学）

東日本大震災以降、一時後退した感のあった貧困への社会的関心が再び高まっている。NHK（Eテレ）は本年4月から5月にかけて「女性の貧困」を3回にわたって特集した。単身女性の相対的貧困率が32%に達したことなどを受けての番組であった。また、「毎日新聞」（9月20日付）は『『中流』が消える日』という特集を組み、「非正規増加で生活苦6割超」、「中高年パラサイト急増」を見出しに掲げた。非正規化は単身化を促進し、親の年金や貯蓄に頼らざるをえない若者や中年世代の増加をもたらしている。めざすべきは、非正規化に歯止めをかけ、まともな雇用を増やし、賃金を引き上げることである。ところが、こうした論調に対抗するかのように、「日本経済新聞」は9月14日から5回にわたって「働けない若者の危機」を連載した。第1回目の冒頭で「若者の就職難の裏側には正社員ら既得権を持つ年長者がいる。若い層にだけ重荷を負わせる仕組みは持続しない。痛みを分け合う工夫が要る」とし、正社員の解雇規制の緩和を強調している。痛みは労働者内部で分かち合うべきで、企業、とくに巨大な内部留保をかかえている大企業が果たすべき責任は眼中にないようだ。非正規労働者に対する対策として、職業訓練やジョブカードには言及するが、雇用の細切れ化や不安定な派遣労働の抜本改革には触れようとしない。

貧困への関心が再び高まっているいま、その背景にある非正規雇用問題の現況を踏まえて、ディーセント・ワーク実現の課題を提案したい。

※ 当日、例会に先立ち13時から近江町プラザ4階集会室で事務局会議を開催します。ご都合のつく方はあわせてご参加ください。

108回例会報告

「相談支援事業の現状と課題」～現状分析と豊かなサービス利用に向けて～を聞いて

メンタルピア 津田康次

9月17日に第108回研究例会が開かれました。テーマは障がいのある人たちのための相談支援の全体的な現状と課題で、オープンセサミ城南の相談支援専門員の村田南美さんから、また金沢大学の河合隆平さんからは特に障がいのある児童の支援についてお話しを頂きました。

村田さんからは「地域での生活を支える相談支援」と題して、障がいのある当事者、児童が福祉サービスを使う際に相談支援専門員がどのようにして当事者のニーズを受け取り、その当事者の気持ちに寄り添いながら本当に本人が望んでいるサービスを提供するにはどんな方法が一番よいか共に考え、その人に最も合った福祉サービス利用に結び付けるためのコーディネーターとしての仕事の概要についてお話しをされました。

「完結的支援」である入居施設や病院と、地域での相談支援事業の違いについて、地域での支援は、当事者との関係が長く続いていく、つまりサービスの提供までをコーディネートして「終わる」仕事ではないと説明をされていたのが印象的でした。

障害者自立支援法の成立から改正、障害者総合福祉法と法律が目まぐるしく変わるなかで制度も慌ただしく変転し、相談支援の現場で大変な混乱が起きていること、行政側との事実認識、状況把握の温度差など、地域での相談支援の仕事の難しさについて多く語っていただきました。

なかでも相談支援事業の3つの構成要素として 1 相談支援専門員 2 相談支援事業所 3 相談支援体制 そして自立支援協議会を含む市町村との関与の中で、支援員の質の向上と質の高い事業所の確保をしていくために「相談支援事業所」の独立性が大事であることに触れておられました。

今年4月よりあらたに、計画相談（サービス等利用計画の促進、障がい児支援利用計画開始）の充実や地域相談（地域移行支援、地域定着支援）という役割が追加されたのですが、村田さんも含め、私の周囲の相談支援専門員の方々からは不安と不満が多く聞こえてきます。

河合さんからは「幼児期からみた障がい児相談支援事業の現状と課題」というテーマで障がい児と障がい児をとりまく環境について現状の報告などをしていただきました。

障がいのある児童の支援に関しても、当事者の気持ちに寄り添いながら本当に本人が望んでいるサービスを提供するためには、支援をしやすい体制を構築するためには日頃から障がいのある児童に接している方が「関係性」を構築しやすいだろうという考えを述べておられました。

また、特別支援学校の先生が作成する本人のためのプランと相談支援事業者が作成するプランでは内容に差が生じてくるというお話もありました。

後半の質疑応答では計画相談の進捗状況について4月の改正で始まったはずの「3年計画で現行の福祉サービス利用者について計画相談の体系に移行する」とされてはいる件で、もうすでに半年が経つのにいっこうに動きがないという意見があり、2年目3年目に案件が集中することが危惧されているとのことでした。



会員報告

公的扶助研究全国セミナーに参加して

寺井病院 信耕 久美子

9月6-8日に『公的扶助研究全国セミナー』が行われ、生活保護行政にかかる資質向上を目的に、全国各地から社会福祉事務所のケースワーカー(CW)をはじめとして約400人の参加者が集まりました。公的扶助研究会は、福祉事務所に働くCWをはじめ、研究者、福祉現場に携わるMSWなどが会員となり、貧困や生活保護を中心とした問題について、生存権保障の立場から研究や活動を行っている歴史ある研究会です。

今回のセミナーでは、「あらためて“生活保護200万人時代”の意味を問う」をテーマに、生活保護問題に最前線で活躍している大学教員と弁護士との対談、リレートークに始まり、生活保護に関する様々な講座や分科会が開かれました。全体会では、ある埼玉の生保CWから「生活保護ケースワーカーの仕事は、まさに憲法第25条の生存権を体現そのものである」と、生活保護業務への誇りに満ち溢れた発言が聞かれ、一瞬民医連職員の発言かと見間違えるくらい、感動に胸が震える想いになる場面もありました。

福祉事務所で働くCWは、福祉を学んだ専門職として採用され配置されるわけではありません。公務員となって初めて生活保護に関わっているのが実態です。参加者の中には、経験歴も浅い20-30代の若者も多く、生活保護を取り巻く問題に真剣に取り組み、生活保護業務に対し切磋琢磨する姿勢が非常に印象的でした。

中でも、医療機関との付き合い方に苦悩するCWも多く、病院職員から夜中に患者を迎えにくるように呼び出されたり、入院中のオムツを購入するように頼まれたりと、当院では想定しにくい現実が繰り広げられている事実には驚くことも多かったです。

これほどまでに真摯に生活保護行政に携わるCWが、全国に多くいることを目の当たりにしたことで、福祉の原点に立ち返ると同時に、私たちMSWもより当事者の生活や悩みに寄り添い、ともに成長しあえる福祉事務所との関係づくりに努めていかなければならないと決意を新たにしました。

医療福祉問題研究会25周年記念パーティーのお知らせ

109 回例会後に医療福祉問題研究会 25 周年パーティーを開催する予定です。お忙しい時期だとは思いますが、多数のご参加をお待ちしています。

日時：12月22日（土）17：30～19：30 ころ

会場：金沢スカイホテル 16F レストランレインボー

会費：約 4000 円

90 分飲み放題（ビール、チューハイ、ワーロン茶）

日本酒、ウイスキー、ワインは持ち込み可。

お酒など飲みたい方は、お持ち込みいただければ幸いです。

参加ご希望の方は、12月18日（火）まで、下記にご連絡をお願いします。

E-メール yhms182@ybb.ne.jp（河野）

（今回、ホテルですので事前の連絡が必要です。ご協力をお願いします）

